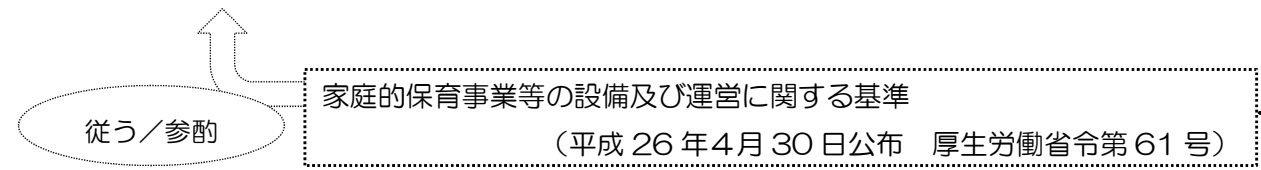


従うべき基準：条例の内容を直接的に拘束し、必ず適合しなければならない基準。
基準に従う範囲で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるが、
基準とする府省令を下回ることはできない。

参酌すべき基準：自治体が十分に参酌（検討）した結果として、地域の実情に応じて
基準とする府省令と異なる内容を定めることが許容される。

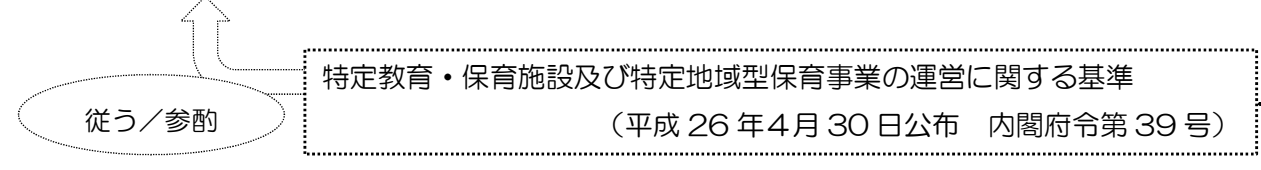
1 （仮称）加古川市家庭的保育事業等の
設備及び運営に関する基準を定める条例

◎事業を行おうとする者が、市から地域型保育事業の認可を受ける際の基準



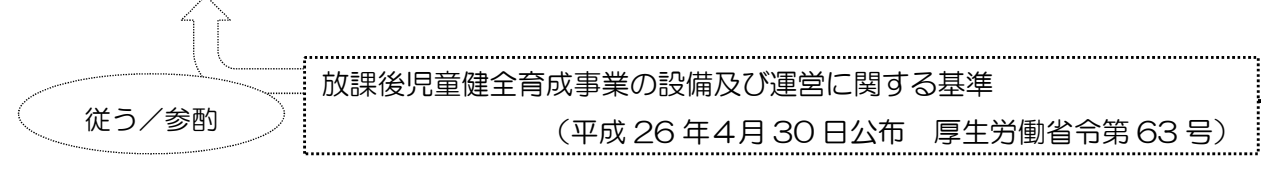
2 （仮称）加古川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例

◎教育・保育施設及び地域型保育事業者が、市から給付の対象である施設・事業となる確認を
受ける際の基準



3 （仮称）加古川市放課後児童健全育成事業の
設備及び運営に関する基準を定める条例

◎放課後児童健全育成事業を行う者が、遵守しなければならない基準



事業 基準	保育所 (現行基準)	家庭的	小規模A (分園型)	小規模B (中間型)	小規模C (グループ型)	保育所型 事業所内	小規模型 事業所内	居宅訪問型
保育室	1.98 m ² /人	3.3 m ² /人 最低 9.9 m ²	1.98 m ² /人	1.98 m ² /人	3.3 m ² /人	1.98 m ² /人	1.98 m ² /人	-
乳児室	1.65 m ² /人	-	3.3 m ² /人	3.3 m ² /人	3.3 m ² /人	1.65 m ² /人	3.3 m ² /人	-
ほふく室	3.3 m ² /人	-				3.3 m ² /人		
屋外遊戯場	3.3 m ² /人	3.3 m ² /人	3.3 m ² /人	3.3 m ² /人	3.3 m ² /人	3.3 m ² /人	3.3 m ² /人	-
医務室	要	不要	不要	不要	不要	要(0・1 歳)	不要	-
資格	保育士	家庭的保育者	保育士	保育士 (1/2 以上) 研修修了者	家庭的保育者	保育士	保育士 (1/2 以上) 研修修了者	家庭的保育者
配置	0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1	0～2 歳児 3 : 1 (5 : 2)	0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 の合計+1	0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 の合計+1	0～2 歳児 3 : 1 (5 : 2)	0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1	0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 の合計+1	0～2 歳児 1 : 1

注）網掛け部分は「従うべき基準」を示す。

＜その他の従うべき基準＞

- 家庭的保育事業等を行う場合は、「連携施設」「居宅訪問型連携施設」の設置が必要（認可保育所は不要）
- 食事の提供は、原則として「自園（事業所内）調理」 ただし、連携施設等からの搬入が可能
- 連携施設等からの食事搬入を行う場合であっても、調理設備（保育所型事業所内保育は「調理室」）の設置が必要 等

【従うべき基準】	【参酌すべき基準】
□特定教育・保育施設である認定こども園及び保育所の利用定員 □利用申込者に対する重要事項の説明 □教育・保育等の提供拒否の禁止 □事故防止の体制整備 □事故発生時の措置及び記録、賠償等 等	□小学校等や他の事業を行う者との連携 □運営規程の整備、会計の区分 等

	加古川市児童クラブ	省令基準
専用区画の面積	1 m ² /人以上	おおむね 1.65 m ² /人以上
支援員の数	2人以上	2人以上
資格	次のいずれかに該当する者 ○教諭資格（幼・小・中） ○保育士資格 ○知識経験を有する者	次のいずれかに該当し、知事が行う研修を修了した者 ○教諭資格（幼・小・中・高など） ○保育士資格 ○社会福祉士資格 ○2年以上の児童福祉事業、類似事業従事者等
単位当たりの児童数	専用区画の面積による（40 人以上あり）	おおむね 40 人以下
職務従事	専任	専任（児童 20 人以下は専任 1 人で可）
開所時間・開所日数	平日 3 時間・休日 10.5 時間、250 日/年以上	平日 3 時間・休日 8 時間、250 日/年以上

注）網掛け部分は「従うべき基準」を示す。